

幼 児 教 育 ・ 保 育 の 無 償 化

3 歳児から 5 歳児までの幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する
子どもの保育料等が**無償化**になりました

* 0 歳児から 2 歳児までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園・認可保育所・認定こども園等

【対象者・利用料】

- * **3 歳児から 5 歳児までの全ての子ども**の保育料が**無償化**
- * **0 歳児から 2 歳児までの子ども**は、住民税非課税世帯が**対象**

○無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校就学前までの 3 年間です。

幼稚園・認定こども園（教育利用）の子どもは、3 歳になった日（満 3 歳児）（※）から無償化の対象です。

※多可町にお住まいの方は、3 歳になった日の翌月から幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用でき、無償化の対象になります。

○通園送迎費、行事費、副食（おかず・おやつ等）の費用などは、これまでどおり保護者の負担となります。

年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、第 3 子以降のこども（※）については、副食の費用が免除されます。

※幼稚園・認定こども園（教育利用）は小学校 3 年生、認可保育所・認定こども園（保育利用）は就学前児童から数えて第 3 子以降の子どもを指します。

【対象施設・事業】

- * 幼稚園・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業（※）
企業主導型保育事業

※地域型保育事業とは、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育を指します。

幼稚園・認定こども園（教育利用）の預かり保育

【対象者・利用料】

- * 保育の必要性の認定を受けた **3 歳児から 5 歳児までの子ども**の
預かり保育利用料が、月額 11,300 円（※）まで無償化

※利用日数に応じて上限額は変動します（1 日あたりの上限は 450 円）

○住民税**非**課税世帯の満 3 歳児の子どもは、月額 16,300 円まで無償化

※住民税課税世帯の満 3 歳児の子どもは、預かり保育利用料は、無償化の対象にはなりません。

重要 お住まいの市町村から“保育の必要性の認定”を受ける必要があります

認可外保育施設等

【対象者・利用料】

*** 保育の必要性の認定を受けた 3 歳児から 5 歳児までの子どもの利用料が、月額 37,000 円まで無償化**

○住民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児までの子どもは月額 42,000 円まで無償化

○認可保育所・認定こども園等を利用できていない方が対象

【対象となる施設・事業】

*** 認可外保育施設^(※)・一時預かり事業・病児保育事業
ファミリー・サポート・センター事業**

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育所等を指します。

重要 お住まいの市町村から“保育の必要性の認定”を受ける必要があります

(金額:月額上限額)

	認可保育所・ 認定こども園 (2・3 号)等	認定こども園(1号)		幼稚園 (国立大学付属幼稚園含む)		認可外保育 施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5 歳児 (3 歳になった後、 最初の 4 月から 小学校入学までの 3 年間)	○	○	○ ^(※) (11,300 円)	○ (25,700 円) (国立大学付属 幼稚園 8,700 円)	○ ^(※) (11,300 円)	○ ^(※) (37,000 円)
満 3 歳児 (3 歳になった日から 最初の 3 月 31 日まで にある子ども)		○	△ ^(※) (住民税 非課税世帯 16,300 円)	○ (25,700 円) (国立大学付属 幼稚園 8,700 円)	△ ^(※) (住民税 非課税世帯 16,300 円)	
0～2 歳児 (住民税非課税 世帯)	○	※無償化にあたり“保育の必要性の認定”が必要です				○ ^(※) (42,000 円)

“保育の必要性の認定”とは・・・？

次のいずれかの事由によって父母(保護者)のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市町村が認定することです。

①就労(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居または、長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待や DV のおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(※) ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※ただし、現在育児休業取得中で、当該育児休業中に保育(2号)から教育(1号)へ変更申請した児童を除く

問い合わせ先:
多可町こども未来課
(アスパル)
TEL: 0795-32-2385